

集团的消費者被害救済制度専門調査会の進め方について

平成 22 年 10 月
消費者委員会

1. 趣旨

本専門調査会は、集团的消費者被害救済制度に関する事項について、消費者委員会の求めに応じて、調査審議する。

消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 6 項においては、同法の施行後 3 年を目途として、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるもの」とされている。

また、「消費者基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においては、集团的消費者被害救済制度について、「平成 22 年夏を目途に論点の整理を行い、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得る」とされているところ、平成 22 年 9 月、消費者庁において、集团的消費者被害救済制度研究会の報告書が取りまとめられ、公表された。

これらを踏まえて、本専門調査会としては、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2. 主な審議事項

(1) 集合訴訟制度について

- ・ 集团的消費者被害の実態及び制度の対象となる消費者被害について
- ・ 集团的消費者被害救済制度研究会報告書において示された集合訴訟手続モデル案について
- ・ 手続追行主体と判決効について
- ・ 通知・公告の在り方等について
- ・ 和解、訴えの取下げ等に関する規律について
- ・ 訴訟手続に係る個別論点全般について
- ・ その他、制度に関する問題全般について

(2) その他 (1) に関連する重要事項

3. スケジュール

第 1 回 内閣府及び消費者庁における研究会の報告書及び今後の運営について、その他フリーディスカッション

第 2 回以降 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方について平成 23 年夏を目途にとりまとめを行う。

以上

集団的消費者被害救済制度に関する指摘箇所

○司法制度改革推進計画（抄）（平成14年3月19日閣議決定）

第1 民事司法制度の改革

7. 裁判所へのアクセス拡充

（4）被害救済の実効化

イ. 少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う（内閣府、公正取引委員会、経済産業省）

H18 消費者契約法改正（消費者団体訴訟制度の導入）

○（衆議院）内閣委員会（平成18年4月28日）

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

三 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

○（参議院）内閣委員会（平成18年5月30日）

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

八 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

H20 消費者契約法改正（消費者団体訴訟制度の対象拡大）

○（衆議院）内閣委員会（平成20年4月11日）

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

○（参議院）内閣委員会（平成 20 年 4 月 24 日）

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

消費者庁及び消費者委員会設置法

（公布：平成 21 年 6 月 5 日法律第 48 号 施行：平成 21 年 9 月 1 日）

○消費者庁及び消費者委員会設置法附則

- 6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○衆議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議（平成 21 年 4 月 16 日）

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

- 二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

○参議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議（平成 21 年 5 月 28 日）

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

- 三十一 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

- 三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

○消費者基本計画（抄）（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）

施策 番号	具体的施策	担当省庁 等	実施時期
110	<p>加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。</p>	<p>消費者庁 法務省</p>	<p>平成 22 年夏を目途に論点の整理を行い、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得ます。</p>